

令和7年度

保育士修学資金【就職準備金のみ】

借受者の募集について



※既に保育士修学資金を借りている方は対象外（最終学年のみ対象）

栃木県社会福祉協議会では、『保育士修学資金等貸付事業』を実施しています。
つきましては、令和7年度の借受者を次のとおり募集します。

〔制度の趣旨〕

栃木県内の保育所等における保育士の確保を目的として、将来保育業務に従事しようとする方に対して、修学資金を貸与する制度です。

貸付けを受けた方は、保育士養成施設を卒業後、保育士の資格登録をし、栃木県内の保育所等で一定期間以上保育業務に従事した場合、貸与した修学資金の返還を全額免除します。

- 募集対象 次頁「1 修学資金の貸付対象者」の要件に該当する方
- 募集人数 20名程度
- 申請受付締切 令和7年4月23日（水） とちぎ保育士・保育所支援センター必着
※保育士養成施設への締切は各学校により異なります。

●申請方法

在学の保育士養成施設にて配付する貸付申請書等を受け取り、保育士養成施設に提出してください。

※ 生活保護受給世帯の方又はこれに準ずる経済状況にある世帯の方で、「高等教育の修学支援新制度」をご利用予定、又は生活費加算の上乗せをご希望の方につきましては、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6
社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会
とちぎ保育士・保育所支援センター
TEL 028-307-4194

1 修学資金の貸付対象者

次の（１）～（４）全ての条件に該当する、保育士養成施設の最終学年の方

（１）次のアからウまでのいずれかに該当する方

ア 栃木県内に住民登録をしている方であり、かつ、保育士養成施設（児童福祉法第18 条の6 に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設。以下同じ。）に修学している方

イ 栃木県内の保育士養成施設に修学している方

ウ 保育士養成施設の学生となった年度の前年度に栃木県内に住民登録をしていた方であり、かつ、保育士養成施設での修学のために転居をした方

（２）優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本貸付が必要と認められる方

（３）保育士養成施設を卒業後、栃木県内において対象施設（※１）で保育業務に従事しようとする方。ただし、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。

（４）次のア・イ・ウのいずれの貸付金も利用していないこと

ア 本修学資金と趣旨が同様の他の国庫補助による貸付制度等

（例 公共職業安定所が実施する職業訓練、生活福祉資金の教育支援資金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等事業等の併給はできません）

イ 他の都道府県が実施する保育士修学資金等

ウ 保育士修学資金（学費、入学準備金、就職準備金、生活費加算）

（※１）対象施設は別表のとおり

2 貸付金額および交付について

貸付金額 就職準備金として 20万円以内

交付時期 貸付決定後、5月末の予定です。

3 申請方法・提出締切

修学資金の貸付けを希望する方は、在籍する養成施設で募集要領を受け取り、貸付制度の内容、申請に必要な書類等を確認してください。

申請は、在籍する各養成施設に以下の必要書類一式を提出してください。

必要書類

（１）「貸付申請書」

①申請書は申請者本人（学生）が自筆署名にて記入すること。

②連帯保証人を1人（独立の生計を営む成年）記入すること。（署名欄は連帯保証人による自筆署名）

③家族の状況欄には、生計を一つにする方の直近の所得金額を記入すること。

④生計を一つにする家族（未成年者を除く）および連帯保証人の直近の所得金額を証する書類（源泉徴収票の写し等）を添付すること。

（２）「振込口座届出書」 ※学生本人の口座を開設していただく必要があります。

通帳のコピー（店番号・口座の種類・番号・名義が分かる箇所。通帳表紙のみは不可。

必要書類 ー前ページの続きー

インターネットバンキングの場合も該当箇所の画面を印刷したもの）を添付すること。

(3) 以下の添付書類

①所得金額を証する書類（源泉徴収票の写し等）

②住民票（世帯全員の記載があるもの。マイナンバー（個人番号）は不要です。）

(4) 中高年離職者（養成施設入学時に45歳以上で離職後2年以内の方）の場合は、**離職証明書又はそれに代わる証明書**を添付すること。

※申請には在籍する保育士養成施設長の推薦が必要です。推薦書は養成施設で作成の上、上記申請書類に添付されます。

【当センターへの申請締切】 令和7年4月23日（水）
（養成施設への提出締切はさらに早まりますので、ご注意ください。）

4 貸付契約の解除、休止

貸付けを受けている方が、次に該当するときは、修学資金の貸付契約を解除または休止します。

(1) 貸付契約の解除

- ① 死亡したとき。
- ② 保育士養成施設を退学したとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になったとき。
- ④ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき。
- ⑤ 貸付辞退等により契約の解除を申し出たとき
- ⑥ その他修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったとき。

(2) 貸付の休止

- ① 休学し、又は停学の処分を受けたときは、復学した月まで貸付けを休止します。

5 修学資金の返還等

修学資金の貸付けを受けた方は、貸付契約が解除されたとき、又は保育士養成施設を卒業したときは、次の6による返還の猶予又は免除に該当する場合を除いて、修学資金を返還することとなります。

(1) 返還期間

分割の場合、原則5年間とします。繰り上げて返還することもできます。

(2) 返還方法

月賦、半年賦による均等又は一括返還とします。

(3) 延滞利子

正当な事由なく、返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から起算した延滞利子を支払わなければなりません。

6 修学資金の返還の猶予、免除

修学資金の貸付を受けた方が次に該当する場合には、修学資金の返還を猶予し、又は免除します。

(1) 返還の猶予

- ① 貸付契約が解除された後、引き続き保育士養成施設に在学しているとき。
- ② 保育士養成施設を卒業後、栃木県内の対象施設で保育業務等に従事しているとき。
- ③ 保育士養成施設を卒業後、栃木県内の対象施設で保育業務等に就業する意思のある方については、卒業の日から起算して1年を経過した日の属する月までの期間
- ④ 栃木県内の対象施設で従事中、災害、疾病、負傷、出産、育児、その他やむを得ない事由がある場合で、会長が適当と認める期間

(2) 返還の免除

- ① 保育士養成施設を卒業後1年以内に保育士登録を行い、栃木県内の対象施設で保育業務等に引き続き5年間従事したとき（過疎地域等又は中高年離職者の場合は3年間）
- ② 上記業務の従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき
- ③ 上記①、②の全部免除のほか、①と同じ条件で栃木県内の対象施設で2年以上保育業務等に従事したときは、返還額の一部が免除されることがあります。ただし、本人の責による事由による免職、特別な事情がなく恣意的に退職した方等については、一部免除は適用しません。

7 貸付決定

本会において、書類を審査の上、貸付けを決定します。申請から修学資金交付までの流れは、別紙「保育士修学資金手続の流れ」を参照してください。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 とちぎ保育士・保育所支援センター

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6

TEL 028-307-4194 FAX 028-623-4963

URL <https://www.tochigi-hoikushi-center.org>



当センターでは、保育に関する無料職業紹介事業を行っております。

保育のお仕事の紹介や個別相談、保育施設等を対象とした合同就職相談会の開催、これから保育職で働きたい方に向けた講座や保育体験等を実施しています。お気軽にご相談ください。